

# 銀行代理店制度

金融庁

# 中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン

(平成14年9月30日、金融審議会答申)

## 第1部 我が国金融システムの将来ビジョン

### 2. 複線的金融システムへの再構築に向けた取組み

#### (2) 金融仲介機関の基本的方向性

##### ③ 金融商品の多様化とアクセスの改善

金融システム全体を見たとき、資金提供者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、タイプの異なる多様で魅力ある金融商品が提供されるようになることが必要である。

さらに、利用者の利便性の向上を図る観点から、金融商品に対するアクセスの改善を図っていくことが重要であり、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。銀行、証券会社、保険会社といった業態と顧客の関係がある程度固定的であったとすれば、市場機能を中核とする金融システムに変革し望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、金融商品の販売チャネルの多様化を進めることが重要である。なお、金融仲介機関は、取扱商品を拡大する場合、それによって経営の健全性を損なうことのないよう、十分に配慮することが必要である。

同時に、利用者保護の観点から、購入者が金融商品に含まれるリスクその他の商品特性を正確に認識できるよう、金融仲介機関は適切にその説明責任を果たすことが必要である。

# 金融システムと行政の将来ビジョンー豊かで多彩な日本を支えるためにー

(平成14年7月12日、日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会)

## 第1部 将来ビジョン

### 1. 生じている変化

#### (6)改革の基本的方向性

仲介機関が、資金供給者である個人のリスク選好やライフサイクルに応じて、タイプの異なる多様な金融商品を提供することである。そのためには適切な比較情報が必要であるし、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、ひとつの機関で預金、保険、投資信託、債券、株式など各種の金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に、提供し得る体制が望ましい。かつての日本版ビッグバンは市場原理を機能させるための広範な制度改革であったが、現行業態を前提とし、子会社や兄弟会社を通じた他業参入の自由化であった。これは、経営を持株会社のフィナンシャル・グループ単位で捉えるなら、合理的、機動的な方法である。

だが、後述のように、これまで、銀行、証券会社、保険会社(さらには郵便局)といった業態と、それを利用する個人顧客層の関係がある程度固定的だったとすれば、むしろ市場中心のマネーフロー構造に変革し、金融システムにとっての望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、業態と個人との関係を流動化させるべきであろう。もとより、取扱商品の拡大が、各業態の経営の健全性を損なわぬよう、十分な配慮が必要であることは当然である。

この場合、金融商品に含まれるリスクは購入者に正確に認識されねばならないため、仲介機関の適切な説明責任とともに、個人の側でも、多様な金融商品の性格につき理解を深めることを可能とする官民の取組みが必要である。

また、アメリカにおいて、アナリストへの信認低下が深刻化している事態にかんがみれば、金融商品の客観的な分析や判断を行う義務や能力を担保するため、業態の区分を前提とする間は、自らの系列機関が提供する商品を優先的に仲介する行為は抑制されるべきとの考え方もあり得よう。

## 銀行代理店制度にかかる規制改革

<p>従前の代理店規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 認可制</li> <li>* 個人、法人（100%出資規制等）（注）金融機関は代理店となれない。</li> <li>* 代理業務範囲の制限             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金（当座預金を除く。）</li> <li>・ 貸付け（住宅ローンその他消費者に対するものに限る。）</li> <li>・ 為替取引（内国為替取引に限る。）</li> </ul> </li> <li>* 専業義務（代理業務以外の業務の兼営禁止）</li> <li>* 代理店の支店、復代理店の設置の禁止</li> </ul>	
<p>平成 12 年 12 月 21 日</p>	<p>金融審議会第一部会報告 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、銀行の支店その他の営業所の設置、位置の変更又は廃止は認可制となっているが、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、より柔軟な規制とすることとし、届出制に改めることが適当である。</li> </ul>
<p>平成 13 年 3 月 30 日</p>	<p>「規制改革推進 3 か年計画」（閣議決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。</li> <li>・ 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。</li> <li>・ 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。等</li> </ul>

平成 13 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理業務に係る規制撤廃、業務拡大</li> <li>・法人代理店の従たる事務所の設置</li> <li>・銀行による銀行代理店業務</li> </ul>
平成 14 年 3 月 29 日	「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が銀行の代理店になる際のいわゆる 100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。</li> </ul>
平成 14 年 4 月 1 日 （施行）	<p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の営業所、代理店の設置等の認可制から届出制への移行</li> <li>・金融機関代理店制度の創設（銀行、長信銀）</li> <li>・代理店の支店設置の解禁</li> <li>・代理業務の範囲拡大（預金、貸付け、為替に債務の保証、金銭の収納等、保護預り、両替を追加）</li> </ul>	
平成 14 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理業務に係る規制撤廃</li> <li>・法人代理店における 100%出資規制の緩和</li> </ul>
平成 15 年 3 月 28 日	「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社本体が他の保険会社のみならず、例えば資金の貸付の代理等、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことについて結論を得、所要の措置を講ずる。</li> </ul>
平成 15 年 9 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和</li> <li>・代理業務範囲の拡大</li> </ul>
平成 16 年 3 月 19 日	「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成 16 年度中に検討を行い、措置する。</li> </ul>
平成 16 年 4 月 1 日 （施行）	<p>&lt;措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関代理店の範囲拡大（銀行、長信銀に証券会社、保険会社を追加）</li> </ul>	
平成 16 年 10 月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和</li> <li>・代理業務範囲の拡大</li> </ul>

# 銀行の代理店規制の概要

1. 銀行の代理店とは、銀行の委任を受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

※代理店には、代理店主が個人、法人及び金融機関の3通りがある。

## 2. 現行代理店規制の概要

### (1) 出資規制

- ・個人 ー 規制なし
- ・法人 ー 銀行の100%出資又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社
- ・金融機関 ー 規制なし

### (2) 専業義務

- ・個人
  - ・法人
- } 代理業務以外の業務の兼営禁止
- ・金融機関 ー 規制なし

### (3) 代理業務の制限

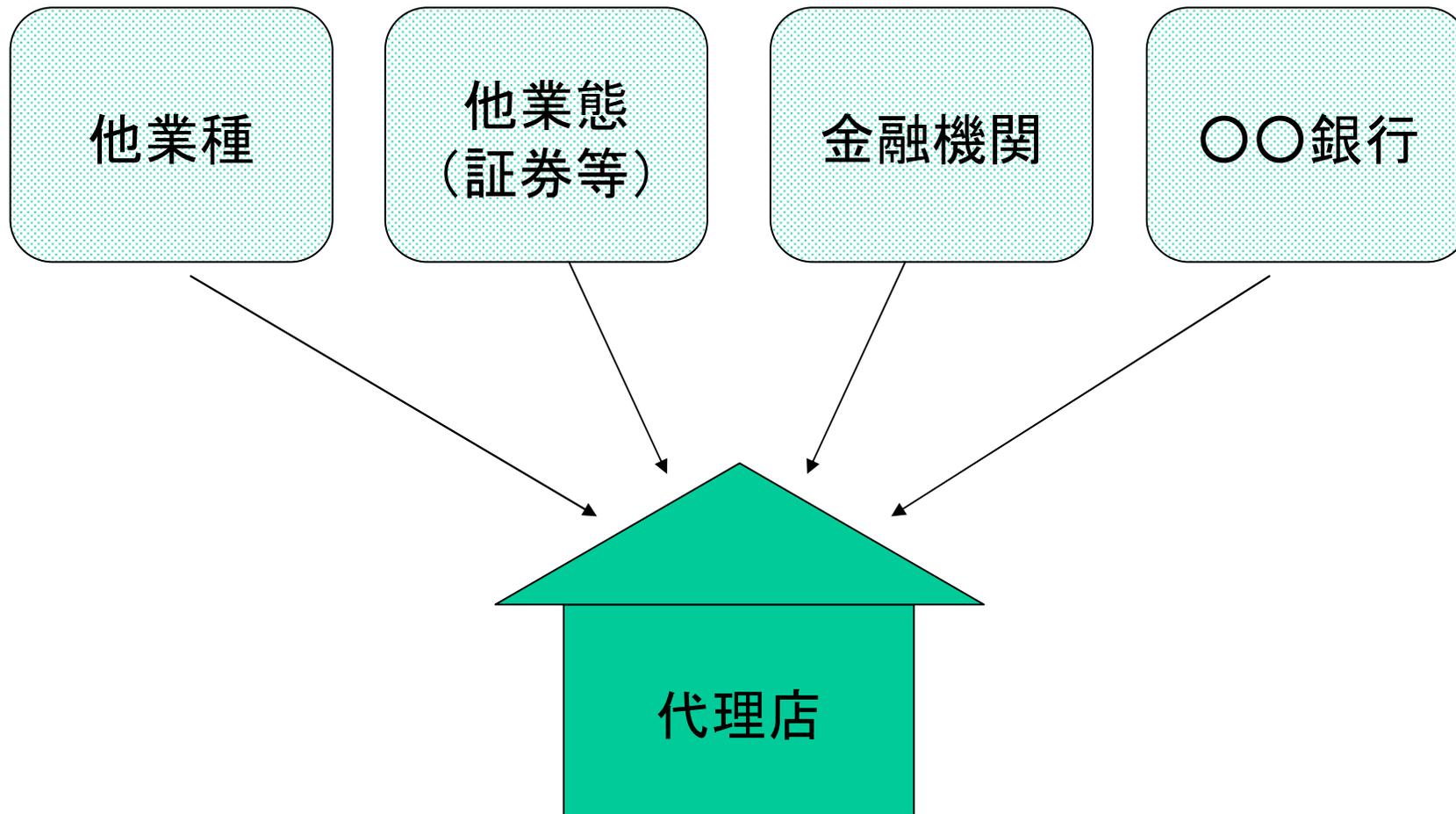
預金、貸出、為替、債務保証、手形の引受け、金銭の収納等、保護預り、両替の代理に限定  
(金融機関代理店については、証券会社は証券業務、保険会社は貸付に限定)

○「規制改革・民間開放推進3か年計画 分野別措置事項(金融関係)」抜粋(平成16年3月19日閣議決定)

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑦銀行代理店に係る諸規制の緩和(金融庁)	銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成16年度中に検討を行い、措置する。	措置		

## 各業態における代理店制度等の比較

	証券仲介業者	信託契約代理店	損保代理店	生保募集人	銀行代理店
業務	有価証券の売買の媒介等	信託契約の締結の代理又は媒介	保険契約の締結の代理又は媒介	保険契約の締結の代理又は媒介	銀行の業務の代理
参入規制	登録	登録	登録	登録	銀行の届出
業務委託会社との資本関係規制	× (所属証券会社制)	× (所属信託会社制)	× (所属保険会社制)	× (所属保険会社制)	○ (銀行の100%出資子会社又は銀行持株会社の子会社)
対象	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人	個人・法人
財産的基礎規定	×	×	×	×	○ (個人のみ)
専業規制	×	×	×	×	○
固有財産との分別管理義務	(金銭若しくは有価証券の預託の受入禁止)	○	× (ガイドラインに規定)	×	○
所属会社に課される損害賠償責任	○	○	○	○	×
立入検査・報告徴求等	○	○	○	○	○
業務改善命令	○	○	○	○	×



幅広い金融サービス・関連商品の品揃え、事業再生のサポート

顧客  
(企業、家計)

## 金融業態における財産的基礎の比較

	銀行	信託会社 (運用型)	信託代理店	保険会社	生保募集人 損保代理店	保険仲立人	証券会社	証券仲介業者
最低資本金	20億円	1億円	なし	10億円	なし	なし	5,000万円	なし
純資産規制	なし ※収支見込み(3 年後黒字転換)	1億円以上	なし	なし ※収支見込み(生 保は10年後、損保 は5年後に黒字転 換)	なし	なし	5,000万円以上	なし
健全性の基準	自己資本比率 規制	なし	なし	ソルベンシー マージン比率	なし	なし	自己資本比率 規制	なし
営業保証金	なし	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし
(参考)所属会社 による賠償責任	—	—	有	—	有	— (所属会社なし)	—	有

(※は免許の審査基準)

# 所属会社による賠償責任

## ①信託業法（平成十六年法律第百五十四号）（抄）

（所属信託会社の損害賠償責任）

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

## ②保険業法（平成七年六月七日法律第百五号）（抄）

（所属保険会社の賠償責任）

第二百八十三条 所属保険会社は、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 生命保険会社の役員若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の役員である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該役員の選任につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
  - 二 生命保険会社の使用人若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の使用人である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該使用人（生命保険会社の使用人の使用人を除く。）の雇用につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
  - 三 生命保険会社の委託に基づく生命保険募集人若しくはその役員若しくは使用人である生命保険募集人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該生命保険募集人又は損害保険代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
- 3 第一項の規定は、所属保険会社から生命保険募集人又は損害保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。
- 4 民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定は、第一項の請求権について準用する。

## ③証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第六十六条の二十二 証券仲介業者の所属証券会社等は、その委託を行つた証券仲介業者が証券仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該所属証券会社等がその証券仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う証券仲介行為につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

## 海外における銀行代理仲介業制度について

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 銀行の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約束手形、支払指図証書、為替手形その他の債務証書等の割引、購入及び換金</li> <li>・売掛金の購入</li> <li>・不動産又は人的担保による金銭の貸付け</li> <li>・金銭の借入れ及び抵当担保による借入れの担保</li> <li>・両替、硬貨、地金銀の売買</li> <li>・銀行が定める条件での預金、証券又はその他の動産の受入れ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金の受入れ</li> <li>・金銭の貸付け</li> <li>・その他、全部若しくは一部が受け入れた預金元金若しくは利子によって賄われる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金の受入れ</li> <li>・貸付け及び信用の供与</li> <li>・手形・小切手の割引</li> <li>・金融商品の売買の仲介</li> <li>・有価証券管理業務</li> <li>・投資信託業務</li> <li>・他人のために行う抵当及びその他の担保の提供</li> <li>・振替による支払取引及び決済と取引の遂行</li> <li>・市場での募集のための自らのリスクによる金融商品の購入又は保証の引受け</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金の受入れ</li> <li>・信用供与</li> <li>・支払手段の提供又は管理</li> </ul>
2 為替業務の位置づけ	銀行以外に、check の売買、送金のための資金の受入れ、送金を行う送金業者が存在し、多くの州で州法により免許制をとっている（一部の州では免許も要しない）。	銀行以外に、両替、顧客資金の移動、小切手の現金化を行う資金サービス業者が存在し、資金洗浄規制の下、登録制をとっている。	支払指図の執行（送金サービス）を行うためには、資金移動サービスに従事する金融サービス機関として、銀行法上の免許を要する。	支払手段の提供又は管理が、銀行の固有業務として位置づけられている。

- (1) 日本においては、為替業務は銀行の固有業務に含まれる。
- (2) 米国において、(振込型の)送金業務は、銀行も従事できるが、実際には送金業者によって行われているとの由(ニューヨーク州銀行監督当局)。
- (3) 米国においては、「branch(支店)」とは、預金の引受け、小切手の支払い、金銭の貸し出しという機能を持つものを指し、必ずしも銀行と同一の法人格に属する“支店”(我が国における支店の定義)に限られない。(→銀行とは異なる企業体であっても、これらの機能を備えている限り branch の認可を得る必要性がある。  
(例”branch agency”(12 U.S.C. § 36(j)))

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
3 銀行業務の代理仲介業制度	<p>○銀行サービス会社(連邦法) 銀行が、業務をアウトソースする子会社を保有することが認められている。</p> <p>⇒預金の引受け(taking deposit)以外のあらゆる業務を営むことができる。銀行が当該銀行サービス会社に出資する場合は兼業制限がある。</p> <p>○メッセンジャー・サービス(連邦法) ⇒現金や小切手の授受をはじめ、銀行と顧客の間に立ち、各種銀行取引や諸手続を行う。</p> <p>○送金業者(州法) ⇒銀行以外の業者であって送金を業として行う者をいう。 ・小切手の販売・発行 ・送金等のための資金を受領または送金の実行 ・代理・復代理も可(一定の場合、要免許) ・支払手段の残高と同額の資産保存等が課されている。</p>	<p>○法令上、代理仲介に関する規定はない。</p> <p>※FSAのハンドブックにおいて、銀行が第三者とアウトソーシング契約を締結することは明示的に認められている。</p>	<p>○銀行は業務のアウトソースが可能。 ⇒預金・貸付の仲介(他人の名義・計算で行うもの)は銀行免許なしで営むことができる。</p> <p>○財務サービス契約の仲介制度(有価証券・通貨市場商品・外国為替及びデリバティブの購入・譲渡の仲介)</p>	<p>○銀行取引仲介人 ⇒自らは支払保証の責任を負わず、業として銀行取引の締結において契約当事者の連絡に当たる者をいう。</p>
4 出資規制等の制限	○制限はない。	○制限はない。	○制限はない。	○制限はない。
5 代理仲介業の業務範囲への制限	○制限はない。 (但し、経営判断と「預金の引受け(taking deposit)」(=預金債務を引き受けること)は、アウトソースできない(預金のブローカレッジ業務は可能)。)	○制限はない。 (但し、内部監査機能は、一定の場合にのみアウトソースできる。)	○制限はない。 (但し、「中核的な管理機能」のアウトソースは認められない。)	○制限はない。

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>6 銀行による代理仲介業者の管理・監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソースを行っても、法的責任は銀行に残る。</li> <li>・銀行は、アウトソース契約を締結する際にデューディリジェンスを行い、その後も、継続的にアウトソース先を管理・監督する。</li> <li>・送金業者が代理店に委託する場合、送金業者本体は、当該代理店を管理・監督することを監督当局から求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行は、アウトソース先との関係を管理・監督しなくてはならない。</li> <li>・銀行は、アウトソース先との間には、明確な報告制度を確保しなければならない。</li> <li>・銀行とアウトソース先との間で「サービス水準の合意」を締結しなくてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関は、アウトソース先を継続的に管理・監督しなければならない。</li> <li>・契約において、金融機関に監督、情報の取得、検査等の権限があることが、規定されなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行取引仲介人は、金融機関により交付される委任状にしたがってその業務を行う。当該委任状には、仲介人が行う資格を有する取引の種類及び条件が記述される。</li> </ul>
<p>7 代理仲介業者に求められる要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソース先は、委託された銀行業務以外の業務を行うことは禁じられていない。ただし、銀行と資本関係のあるものは、銀行が営める業務の範囲内でしか兼業はできない。</li> <li>・送金業者は、兼業は禁止されていない。送金業者の代理店は、通常、スーパーマーケットなどの他業と兼営している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソース先は、知識と経験を有し、能力があり、財務的に健全な会社であるべきである。</li> <li>・アウトソース先の業務遂行能力に悪影響を与えるような問題が発生したときのために、コンティンジェンシープランを立てなくてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソース先の選定にあたっては、経済的資源や人的資源の他に、専門的な能力が考慮されなくてはならない。</li> <li>・アウトソース先は、継続的に業務を遂行することを確約しなくてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の場合であっても、契約当事者の受任者として資金を預託されたすべての銀行取引仲介人は、いかなるときにおいても、その資金の返済に特に充当される財務的な保証のあることを証明しなければならない。</li> <li>当該保証は、そのために資格を有する金融機関又は保険法典により規制される保険企業若しくはカピタリゼーション企業が行う保証コミットメント以外からは生じさせることができない。</li> </ul>

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
8 代理仲介業に係る検査・監督等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行のアウトソース先(銀行と資本関係のないものも含む)に対して、OCCの立入検査権限等がある。</li> <li>・送金業者の代理店に対して、ニューヨーク州銀行局が直接検査・監督することも可能だが、実際には送金業者を通じて検査報告を求めることとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行は、アウトソースの計画を前もってFSAに報告しなければならない。</li> <li>・銀行は、アウトソースされた業務に関する情報をFSAに提供しなくてはならない。</li> <li>・銀行の内部・外部の監査人は、アウトソース先の報告書等を監査することが出来る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関は、業務をアウトソースする場合は、連邦金融監督庁及びドイツ連邦銀行に遅滞なく届け出なければならない。</li> <li>・アウトソース元の金融機関、その内部監査部門、外部監査機関、連邦金融監督庁等は、検査・監督・監査の目的のために、アウトソースされた業務についてアクセスすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行取引仲介人は、自身が銀行の代理人として契約を締結、執行する権限はない。したがって、銀行取引仲介人に係るリスクも小さいので、金融監督当局による規制や監督はほとんどない。</li> </ul>

# ジョイントフォーラム「金融サービスにおけるアウトソーシング」(抄)

## 2. 指針原則の概要

- I. 業務をアウトソースしようとする金融機関は、当該業務の適切なアウトソース方法を評価するための、包括的な方針を策定すべきである。取締役会若しくはそれに準ずる機関は、アウトソーシングの方針についての責任と、その方針の下で行われる業務に関連する全ての責任を負う。
- II. 金融機関は、アウトソースした業務及びアウトソース先のサービス提供者との関係に関する包括的なアウトソーシングのリスク管理計画を策定すべきである。
- III. 金融機関は、アウトソーシング契約により顧客や規制当局に対する義務の履行能力が低下しないこと、また、規制当局による効果的な監督を妨げないことを確保すべきである。
- IV. 金融機関は、アウトソース先のサービス提供者を選択する際に、適切なデューディリジェンスを行うべきである。
- V. アウトソーシングの当事者の関係は、アウトソーシング契約における全ての重要な点（全ての関係者の権利、責任、期待を含む）を明文化した契約により、規律されるべきである。
- VI. 金融機関及びアウトソース先のサービス提供者は、コンティンジェンシープラン（損失発生時の回復計画やバックアップ設備の定期検査を含む）を定め、維持すべきである。
- VII. 金融機関は、アウトソース先のサービス提供者が、金融機関とその顧客の機密情報を故意または不注意に権限のない人物に漏洩することを防止するために、適切な措置を講じるべきである。
- VIII. 規制当局は、金融機関の継続的な評価に不可欠な要素として、アウトソーシング業務を考慮すべきである。  
規制当局は、アウトソーシング契約により、金融機関の規制上の要件の充足が妨げられないことを、適切な手段によって確保すべきである。
- IX. 規制当局は、複数の規制に服している金融機関の業務が、特定のサービス提供者に集中してアウトソースされている場合、潜在的リスクが存在することを認識すべきである。

# **THE JOINT FORUM      Outsourcing in Financial Services**

## **2.      Guiding principles - Overview**

- I.      A regulated entity seeking to outsource activities should have in place a comprehensive policy to guide the assessment of whether and how those activities can be appropriately outsourced. The board of directors or equivalent body retains responsibility for the outsourcing policy and related overall responsibility for activities undertaken under that policy.**
- II.     The regulated entity should establish a comprehensive outsourcing risk management program to address the outsourced activities and the relationship with the service provider.**
- III.    The regulated entity should ensure that outsourcing arrangements neither diminish its ability to fulfil its obligations to customers and regulators, nor impede effective supervision by regulators.**
- IV.    The regulated entity should conduct appropriate due diligence in selecting third party service providers.**
- V.     Outsourcing relationships should be governed by written contracts that clearly describe all material aspects of the outsourcing arrangement, including the rights, responsibilities and expectations of all parties.**
- VI.    The regulated entity and its service providers should establish and maintain contingency plans, including a plan for disaster recovery and periodic testing of backup facilities.**
- VII.   The regulated entity should take appropriate steps to require that service providers protect confidential information of both the regulated entity and its clients from intentional or inadvertent disclosure to unauthorised persons.**
- VIII.  Regulators should take into account outsourcing activities as an integral part of their ongoing assessment of the regulated entity.**

**Regulators should assure themselves by appropriate means that any outsourcing arrangements do not hamper the ability of a regulated entity to meet its regulatory requirements.**
- IX.    Regulators should be aware of the potential risks posed where the outsourced activities of multiple regulated entities are concentrated within a limited number of service providers.**